



2022年2月21日

各位

会社名 株式会社RS Technologies
代表者名 代表取締役社長 方 永義
コード番号 3445 東証第一部
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 正行
電話 03-5709-7685

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の当社第12回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社および当社子会社の業容の拡大および今後の事業内容の多様化に備えるため、第2条の事業目的について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月30日（水）

定款変更の効力発生日 2022年3月30日（水）

以 上

【別紙】定款変更案

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第1条 <条文省略></p>	<p>第1条 <現行どおり></p>
<p>(目 的)</p>	<p>(目 的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。</p>
<p>1. 電子材料、電子機器部品、通信機器 部品材料の製造、加工、再生、販売</p>	<p>1. <u>電子機器</u>、電子材料、電子機器部 品、通信機器部品材料の<u>設計</u>、製 造、加工、再生、販売、<u>輸出入</u></p>
<p>2. <u>半導体シリコンウェーハ製造の技 術コンサルティング</u></p>	<p>2. <u>半導体シリコンウェーハ製造、加 工、輸出入、販売</u></p>
<p>3. <u>シリコンウェーハの販売</u></p>	<p>3. <u>半導体シリコンウェーハ製造、加 工の技術提供及びコンサルティング</u></p>
<p>4. <u>中古機械の買取及び販売業務</u></p>	<p>4. <u>機械設備及び機器の売買、輸出入、 売買の仲介、賃貸、管理</u></p>
<p>5. <u>発電所の設計、調達、建設、運営及 び保守管理</u></p>	<p>5. <u>再生可能エネルギー発電施設及び 設備の開発、設計、施工、運営、保 守管理</u></p>
<p><新設></p>	
<p>6. <u>新エネルギー等を利用した発電に よって生じる電気の供給</u></p>	<p>6. <u>再生可能エネルギー発電設備及び 機器の輸出入、販売、リース、賃貸</u></p>
<p>7. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発 その他のエネルギー事業全般に係 る機器の輸入、販売、リース、賃貸</u></p>	<p><削除></p>
<p>8. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発 その他のエネルギー事業全般に係 る施設の開発</u></p>	<p><削除></p>
<p>9. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発 その他のエネルギー事業全般に係</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>る機器及び施設の運営、維持、管理</u></p>	
<p>10. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発 その他のエネルギー事業全般に係 る電力を含むエネルギー販売</u></p>	<p><削除></p>
<p>11. <u>電力取引事業並びにエネルギー資 源、エネルギー全般及び環境価値 全般の取引事業に関する業務</u></p>	<p><削除></p>
<p>12. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発 その他のエネルギー事業全般に関 する役務及びサービスの提供並び にコンサルタント業務</u></p>	<p><削除></p>
<p>13. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発 その他のエネルギー事業全般に対 する投資</u></p>	<p><削除></p>
<p>14. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発 その他のエネルギー事業全般につ いての研修会、セミナーの企画、 運営</u></p>	<p>8. <u>エネルギー事業に関する研修会、 セミナーの企画運営、出版、コンサ ルティング</u></p>
<p>15. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発 その他のエネルギー事業全般につ いての出版業務</u></p>	<p><削除></p>
<p>16. <u>省エネルギー事業全般</u></p>	<p>9. <現行どおり></p>
<p>17. <u>新エネルギー等による発電設備工 事の監理、請負、施工</u></p>	<p><削除></p>
<p>18. <u>エネルギー事業にかかる工事、保 守</u></p>	<p><削除></p>
<p>19. <u>有価証券の取得、保有、運用及び売 買</u></p>	<p>10. <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>11. <u>知的財産権の売買、使用許諾、管 理</u></p>
<p><新設></p>	<p>12. <u>経営指導及びコンサルティング事 業</u></p>
<p><新設></p>	<p>13. <u>企業の事業譲渡、事業譲受、資産 売買、資本参加、業務提携及び合併</u></p>

現行定款	変更案
<p>20. 投資業</p> <p>21. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p> <p>第3条 <条文省略></p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第16条 <条文省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>等に関するコンサルティング業務並びにそれらの斡旋及び仲介</u></p> <p>14. <現行どおり></p> <p>15. <現行どおり></p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第16条 <現行どおり></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 18 条～第 20 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、<u>10 名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第 22 条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 18 条～第 20 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>6 名以内</u>とする。</p> <p>2. 当社の<u>監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 22 条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. <条文省略></p> <p>3. <u>取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>	<p>行う。</p> <p>2. <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><削除></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>

現行定款	変更案
<p>第25条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第25条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会議事録) 第29条 < 条文省略 ></p>	<p>(取締役会議事録) 第30条 < 現行どおり ></p>
<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の会社に対する責任の免除) 第31条 < 条文省略 ></p>	<p>(取締役の会社に対する責任の免除) 第 32 条 < 現行どおり ></p>
<p>(取締役会規程) 第32条 < 条文省略 ></p>	<p>(取締役会規程) 第 33 条 < 現行どおり ></p>
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(監査役の数) 第33条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(監査役の選任及び解任の方法) 第34条 <u>当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>2. <u>監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株</u></p>	<p>< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p><u>主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第36条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の会社に対する責任の免除)</u></p>	
<p><u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第40条 監査役会に関しては、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第 36 条 監査等委員会の決議は、議決に加 わることができる監査等委員の過 半数が出席し、その過半数をもっ て行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会議事録)</u></p> <p><u>第 37 条 監査等委員会の議事については、 法令に定める事項を記載した議事録 を作成し、10 年間当会社の本店に備 え置くものとする。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 38 条 監査等委員会に関しては、法令又 は本定款のほか、監査等委員会に おいて定める監査等委員会規程に よる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 41 条～第 42 条<条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締 役が<u>監査役会</u>の同意を得て定め る。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 44 条～第 47 条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 40 条<現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締 役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定 める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 42 条～第 45 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>

